

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
60	鎌ヶ谷市低所得者支援給付金(令和6年度新たに非課税世帯等)及び鎌ヶ谷市定額減税補足給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、鎌ヶ谷市低所得者支援給付金(令和6年度新たに非課税世帯等)及び鎌ヶ谷市定額減税補足給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鎌ヶ谷市長

## 公表日

令和6年7月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	鎌ケ谷市低所得者支援給付金(令和6年度新たに非課税世帯等)及び鎌ケ谷市定額減税補足給付金給付事務
②事務の概要	鎌ケ谷市低所得者支援給付金(令和6年度新たに非課税世帯等)は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を受けた低所得者に対しての支援を図るため、令和6年度において、新たに住民税非課税となる世帯又は住民税均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯あたり10万円の給付金を支給するとともに、子ども1人につき5万円を加算するもの。 鎌ケ谷市定額減税補足給付金は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を受けた国民生活を守ることを目的とした所得税・個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方へ給付を実施するもの。
③システムの名称	1. 令和6年度低所得者支援給付金システム 2. 令和6年度低所得者の子育て世帯への加算システム 3. 定額減税補足給付金システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
鎌ケ谷市低所得者支援給付金(令和6年度新たに非課税世帯等)ファイル、鎌ケ谷市定額減税補足給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表135の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第7号 4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鎌ケ谷市健康福祉部社会福祉課 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

